

特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21 定款第29条の規定により、役員報酬および費用弁償等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 週2日相当の職務執行を行う代表理事の報酬は、次のとおりとする。

月額 60,000円とする。

期末手当 なし

(費用弁償)

第3条 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規程は、2015年6月1日より施行する。

(特活) アジア・コミュニティ・センター21
給与規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21(以下「ACC21」という)就業規則第38条(賃金)の規定にもとづき、正職員の賃金について定める。

(給与の種類)

第2条 正職員の給与は、日給月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給
- (2) 固定残業代(20時間分、法定労働時間内)
- (3) 手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

- ① 管理職手当
- ② 通勤手当
- ③ 超過勤務・休日勤務手当
- ④ 技能手当

(基本給)

第3条 基本給は、別表のとおりとする。

(初任給)

第4条 ACC21における初任給は、技能経験、年齢、学識等を勘案し、事務局長の助言を得て代表理事が決定する。

(給与改定)

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、ACC21の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

- 2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、事務局長の助言を得て代表理事が決定する。

(固定残業代)

第6条 1ヶ月につき20時間相当の固定残業代を支給する。

- 2 固定残業代は法定労働時間内のものとし、ひと月あたりの固定残業代の算出方法は本規程第9条第2項(1)に基づき算出する：基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.00。なお、所定労働時間はACC21就業規則第17条(労働時間

および休憩時間)に基づき、1日あたり7時間(年度内の所定労働時間合計は1,680時間)である。

- 3 就業規則第23条第2項の規定により、管理職手当の支給を受けている者に固定残業代は支給しない。

(管理職手当)

第7条 管理職手当は、ACC21の事務局規程第4条(職員)に定める事務局長に対し支給する。

- 2 管理職手当は、毎月1日現在の職務に応じて支給する。
- 3 管理職手当の月額額は別表のとおりとする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、最寄駅より勤務先事業所最寄駅までの通勤実費を支給する。ただし、最寄駅までのバス路線距離が1.5km以内の場合は、バス運賃を支給しない。

- 2 前項の利用する交通機関及び通勤実費については、事務局長の承認を要する。
- 3 通勤手当は、原則として3ヶ月間ごとに通勤に要する実費を支給する。ただし、一ヶ月分相当額は、4万円を上限とし、通勤手当がカバーされている期間中に海外出張や休暇が2週間以上ある場合は、3ヶ月または1ヶ月間の定期券を購入する。
- 4 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額(解約精算金)を返還するものとする。
 - (1) 第1項に該当しなくなった場合
 - (2) 住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合
 - (3) 休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの全日数にわたり通勤しなかったときは、既支給通勤手当額の1ヶ月分相当額を返還する
 - (4) 退職した場合
 - (5) 退職した場合

(時間外勤務・休日手当)

第9条 時間外勤務・休日勤務手当は、ACC21の就業規則第21条(時間外勤務、休日勤務および深夜勤務)に定めるところにより勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し支給する。ただし、就業規則第23条第2項の規定により、時間外勤務および休日勤務手当に関しては、管理職手当の支給を受けている者には支給しない。

- 2 超過勤務・休日手当の額は、次により算出した額とする。
 - (1) 時間外勤務(法定労働時間内の場合)
基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.00

(2) 時間外勤務（法定労働時間超の場合）

基本給 ÷（当該年度所定労働時間 ÷ 12） × 勤務時間 × 1.25

(3) 休日（法定）勤務

基本給 ÷（当該年度所定労働時間 ÷ 12） × 勤務時間 × 1.35

(4) 深夜勤務（午後 10 時より翌朝 5 時まで）

基本給 ÷（当該年度所定労働時間 ÷ 12） × 勤務時間 × 1.25

(5) 上記（2）、3 および（5）において、午後 10 時より翌朝午前 5 時に勤務した場合は、それぞれに 0.25 を加算する。

(6) 代休を取得した場合は、その時間部分に対し、割増分を支給する。

- 3 ACC21 の指示によらないで超過勤務をし、または所定の手続きを怠った場合には、超過勤務手当を支給しないことがある。

（技能手当）

第 10 条 技能手当は、特別の技術・技能又は資格等を必要とする職務または代表理事が必要と認めた職務を遂行する者に支給する。

2 技能手当は、毎月 1 日現在の職務に応じて支給する。

3 技能手当の月額は次のとおりとする。

10,000 円

（給与の支給日）

第 11 条 給与の計算期間は毎月 1 日より末日までとし、支給日は当月の 25 日（その日が ACC21 の休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ）とする。

2 超過勤務手当の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

（給与の支給方法）

第 12 条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによるほか、職員代表との協定により控除すべき金額を控除して支給する。

（給与の減額）

第 13 条 次の各号の一つに該当する不労日が生じた場合は、無給とする。

(1) 産前産後の休業（ACC21 就業規則第 36 条）の規定により生ずる不労日

(2) 年次有給休暇、リフレッシュ休暇（就業規則第 33 条）、特別休暇（就業規則第 32 条）等および通常の遅刻・早退で上司の承認を得たものを除く不

就労日または不就労時間

- (3) 産前産後の休暇（就業規則第 36 条）、育児・介護休暇（就業規則第 38 条）、子の看護休暇（就業規則第 39 条）の期間における不就労日
- (4) 生理休暇（就業規則第 40 条）の期間における不就労日
- (5) 裁判員候補者として通知を受け裁判所に出頭するとき、または裁判員として選任を受け、裁判審理に参加するときの時間または休暇（就業規則第 34 条）
- (6) 入社または退職月の不就労日、ただし、死亡による退職の場合は、当月分全額を支給する。

- 2 第 1 項の不就労日が生じた場合の給与は、（基本給+手当）÷当該月の労働日数×不就労日数で得た金額を、給与から控除し支給する。

（賞与）

第 14 条 賞与の支給月は、原則として年 1 回 7 月とし、その額は、ACC21 の前事業年度の財政状況、前年 7 月 1 日より当年 6 月 30 日までの職員の勤怠実績、勤務成果を勘案し、代表理事が決定する。

- 2 賞与の支給対象期間は、次のとおりとする。

夏期賞与 前年 7 月 1 日より当年 6 月 30 日まで

- 3 賞与の支給対象者は、支給対象期間のうち 6 ヶ月間以上在籍し、賞与の支給日現在に在籍する者とする。
- 4 前各項にかかわらず、ACC21 の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

（雑則）

第 15 条 この規程の実施に関し、必要な事項については、代表理事が定める。

附 則 この規程は、2016 年（平成 28 年）6 月 1 日から施行する。

この規程は、2016 年（平成 28 年）12 月 1 日から施行する。

[別表] 基本給、固定残業代、手当月額表

(単位：円)

号俸	基本給 (職員)	固定残業代 * (法定労働時間内、20 時間分)	管理職手当	技能手当
1	166,250	23,750	53,750	10,000
2	188,125	26,875	56,875	10,000
3	196,875	28,125	58,125	10,000
4	205,625	29,375	59,375	10,000
5	214,375	30,625	60,625	10,000
6	223,125	31,875	61,875	10,000
7	231,875	33,125	63,125	10,000
8	240,625	34,375	64,375	10,000
9	249,375	35,625	65,625	10,000
10	258,125	36,875	66,875	10,000
11	266,875	38,125	68,125	10,000
12	275,625	39,375	69,375	10,000
13	284,375	40,625	70,625	10,000
14	293,125	41,875	71,875	10,000
15	301,875	43,125	73,125	10,000

* 本規程第 6 条第 3 項および第 9 条第 1 項のとおり、管理職手当の支給を受けている者には支給しない。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	----------------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
「ACT推進事業」（公益信託アジア・コミュニティ・トラスト事務局活動事業収益（受託）	9,405,678円
「川上甚蔵記念国際文化教育振興基金」事務局活動事業収益（受託）	220,000円
「今井記念海外協力基金」事務局活動事業収益（受託）	777,800円
日比NGO協働推進（JPN事務局）事業収益（受託）	160,648円
「日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進」現地調査事業収益（共同事業負担金）	1,958,618円
受取会費（正会員費）	168,000円
受取会費（賛助会費）	360,000円
受取寄付金（一般寄付）	4,684,182円
受取寄付金（スリランカ女性支援）	348,000円
受取寄付金（フィリピンストリートチルドレン支援）	2,219,400円
受取寄付金（日韓みらい若者支援）	148,478円
受取助成金（公益財団法人日本国際協力財団）	1,978,300円
受取助成金（公益財団法人生協総合研究所）	997,000円
受取助成金（立正校成会 一食平和基金）	1,500,000円
受取助成金（日本労働組合総連合会 愛のキャンパ）	500,000円
その他自主事業収益（日韓みらい若者支援事業）	2,000円
その他自主事業収益（広報啓発事業）	90,500円
その他自主事業収益（ストリートチルドレン支援事業）	29,000円
受取利息	62円
雑収益	581,540円
Ⅱ指定正味財産の部 受取寄付金（アジア若者みらい基金）	198,522円
合 計	26,327,728円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
2019/5/28 中央大学全学連携教育機構 講演謝金	54,000 円	
2019/5/30 (公財) 日本障害者リハビリ テーション協会 講義謝金	5,000 円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			毎月 25 日	700,000 円	「インドネシア企業連携」「フィリピンストリートチルドレン支援」監督謝金
			2019 年 11 月 29 日	7,040 円	ウェブサイトドメイン管理料
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
8人	11,467,400円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2019.5.923			「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と地場産業育成支援」の支出金	1,760,348円
2019.7.26			「権利を奪われたストリートチルドレン支援プログラム」の支出金	1,560,000円
2019.10.31			「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と地場産業育成支援」の支出金	520,000円
2019.12.23			「権利を奪われたストリートチルドレン支援プログラム」の支出金	440,000円
	合計			4,280,348円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
2019.5.923	スリランカでの共同事業「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と地場産業育成支援」の支出金 (送金先: ██████████)	1,760,348円
2019.7.26	共同事業「権利を奪われたストリートチルドレン支援プログラム」の支出金 (送金先: ██████████)	1,560,000円
2019.10.31	スリランカでの共同事業「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と地場産業育成支援」の支出金 (送金先: ██████████)	520,000円
2019.12.23	共同事業「権利を奪われたストリートチルドレン支援プログラム」の支出金 (送金先: ██████████)	440,000円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2019年4月1日～2020年3月31日	10人	0人	0%	0人	0%
㉒	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔～㉙」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉓」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉚」から「㉟」については、イに記載する各期間（「㉚」から「㉟」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		10人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
伊藤道雄		理事		○							2009年(平成21年)10月20日就任
小松 諄悦		理事		○							2009年10月20日就任
清水 恭子		理事		○							2009年10月20日就任
鈴木 真里		理事		○							2009年10月20日就任
濱田 忠久 (浜田 忠久)		理事		○							2009年10月20日就任
長畑 誠		理事		○							2009年10月20日就任
石丸智子 (有川 凜)		理事		○							2019年(令和元年)6月26日就任
湯本浩之		理事		○							2019年(令和元年)6月26日就任

秋尾 晃正		監事		○								2009年10月 20日就任
鈴木 英子		監事		○								2012年(平成 24年)11月3 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト使用 ルーズリーフ	週2回	10年
現金出納帳	会計ソフト使用 ルーズリーフ	週2回	10年
補助元帳	会計ソフト使用 ルーズリーフ	週2回	10年
振替伝票	1枚伝票	週2回	10年
請求書・領収証綴り	毎月毎の綴り(封筒利用)	週2回	10年
寄付者名簿	エクセル使用 パソコン共有内	週2回	10年
賃金台帳	エクセル使用 パソコン給与台帳内	月2回	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		<input checked="" type="checkbox"/>					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21
-----	----------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
---	-----------------------------------	------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/>
---	---------------------------	------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
---	---	------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/>